

臨時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年12月24日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・
ボールルーム

※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

お知らせ

当日ご出席に伴う「お土産」の配付は
取りやめとさせていただいております。
ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

「スマート招集」のご案内



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3252/>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



JINUSHI
ビジネス

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席については、ご自身の体調をお確かめのうえ、慎重なご判断をお願い申し上げます。
議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使をご活用くださいますようご推奨申し上げます。



日本商業開発株式会社

証券コード 3252

証券コード 3252
2020年12月4日

株 主 各 位

大阪市中央区今橋四丁目1番1号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松 岡 哲 也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使についてのご案内」（2頁～3頁）に従いまして、2020年12月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月24日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項

議 案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ncd-jp.com>）に掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございますが、**新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使**をお願い申し上げます。

## 1 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

2020年12月24日（木曜日）午前10時開催

## 2 書面郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2020年12月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## 3 インターネット等による議決権行使



インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、ご行使ください。

ご不明な点がございましたら、次頁「3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について」に記載の証券代行ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

2020年12月23日（水曜日）午後5時30分受付分まで

スマートフォンでの議決権行使は  
「スマート行使」をご利用ください

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りください。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。表紙のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧ください。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきませうようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス (<https://www.web54.net>)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年12月23日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）となっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル<br>(電話) 0120-652-031 (受付時間) 9:00~21:00 |
|--------------------------------------------------------------------|

### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、建物を所有せず土地のみに投資を行い、機関投資家の不動産運用ニーズに  
応えるべく、安全で長期に安定した収益をもたらす不動産投資商品をつくり、この  
「JINUSHIビジネス」を事業の柱としてマーケットの拡大を推し進めてまいりました。

当社が保有する販売用不動産、いわゆる不動産投資商品である「JINUSHIビジネス」  
用不動産の主要な売却先は、地主プライベートリート投資法人（以下、「地主リート」  
という）であり、「地主リート」及び当社の100%子会社である地主アセットマネジ  
メント株式会社との間で「スポンサーサポート契約」を締結しており、当社は「地主  
リート」のスポンサー会社であります。また、従来より、当社から「地主リート」へ  
の販売用不動産の売却時期は毎年1月であるため、売上高及び利益が第4四半期に偏  
る傾向があります。

つきましては、以下の理由により、毎年4月1日から翌年3月31日までとしている  
事業年度（決算日）を、第22期より毎年1月1日から12月31日までとするため、現  
行定款に所要の変更を行うものであります。

#### 理 由

- ①第1四半期に「地主リート」へ販売用不動産を売却し、利益を計上することにより、  
第1四半期以降の各四半期決算の業績見通しを立て易くし、経営資源のさらなる効  
率的な配分を図ること
- ②各連結子会社の事業年度（決算日）を統一し、経営情報を適宜・的確に把握するこ  
とで、予算編成や業務管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、適切な  
経営判断と事業戦略の実施を実現すること

なお、この変更に伴い第21期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9  
ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第5条 (条文省略)                                                                                                                              | 第1章 総 則<br>第1条～第5条 (現行どおり)                                                                                                                              |
| 第2章 株 式<br>第6条～第11条 (条文省略)                                                                                                                             | 第2章 株 式<br>第6条～第11条 (現行どおり)                                                                                                                             |
| 第3章 株主総会<br>(招集)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。<br><br>(定時株主総会の基準日)<br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。 | 第3章 株主総会<br>(招集)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。<br><br>(定時株主総会の基準日)<br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。 |
| 第14条～第17条 (条文省略)                                                                                                                                       | 第14条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                       |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第28条 (条文省略)                                                                                                                      | 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第28条 (現行どおり)                                                                                                                      |
| 第5章 監査等委員会<br>第29条～第30条 (条文省略)                                                                                                                         | 第5章 監査等委員会<br>第29条～第30条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| 第6章 会計監査人<br>第31条～第33条 (条文省略)                                                                                                                          | 第6章 会計監査人<br>第31条～第33条 (現行どおり)                                                                                                                          |

| 現行定款                                                                               | 変更案                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>                                         | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>                                                                       |
| <p>(事業年度)</p>                                                                      | <p>(事業年度)</p>                                                                                                    |
| <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。</p>                                       | <p>第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>                                                                     |
| <p>(期末配当及び基準日)</p>                                                                 | <p>(期末配当及び基準日)</p>                                                                                               |
| <p>第35条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>     | <p>第35条 当社は、毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>                                  |
| <p>(中間配当及び基準日)</p>                                                                 | <p>(中間配当及び基準日)</p>                                                                                               |
| <p>第36条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> | <p>第36条 当社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>                               |
| <p>第37条 (条文省略)</p>                                                                 | <p>第37条 (現行どおり)</p>                                                                                              |
| <p style="text-align: center;">附 則</p>                                             | <p style="text-align: center;">附 則</p>                                                                           |
| <p>第1条 (条文省略)</p>                                                                  | <p>第1条 (現行どおり)</p>                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                           | <p>第2条 <u>第34条の規定にかかわらず、第21期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</u><br/><u>本附則第2条は2020年12月31日の経過をもって削除する。</u></p> |

以 上

# 株主総会会場 ご案内略図

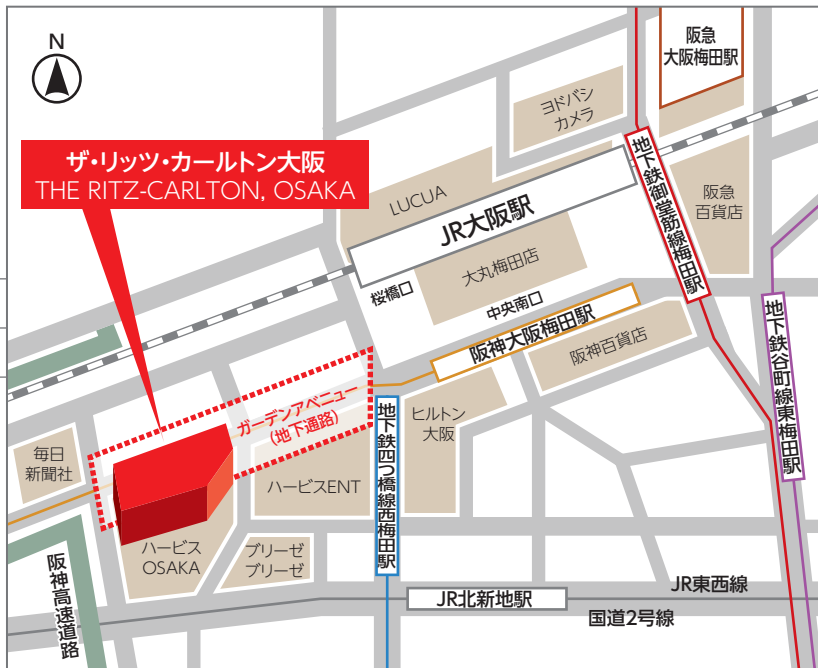
開催場所 大阪市北区梅田二丁目5番25号  
**ザ・リッツ・カールトン大阪4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム**  
 TEL.06-6343-7000 (代表)

**お知らせ** 当日ご出席に伴う「お土産」の配付は取りやめとさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 最寄り駅のご案内

- |     |             |           |      |
|-----|-------------|-----------|------|
| J R | ●「大阪駅」      | 桜橋口より徒歩   | 約7分  |
|     | ●「北新地駅」     | 西改札口より徒歩  | 約7分  |
| 阪 神 | ●「大阪梅田駅」    | 西出口より徒歩   | 約5分  |
| 阪 急 | ●「大阪梅田駅」    | 中央改札口より徒歩 | 約15分 |
| 地下鉄 | ●四つ橋線「西梅田駅」 | 北改札口より    |      |
|     |             | 徒歩        | 約5分  |
|     | ●御堂筋線「梅田駅」  | 南改札口より    |      |
|     |             | 徒歩        | 約10分 |
|     | ●谷町線「東梅田駅」  | 北西改札口より   |      |
|     |             | 徒歩        | 約12分 |

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。



## NAVITIME

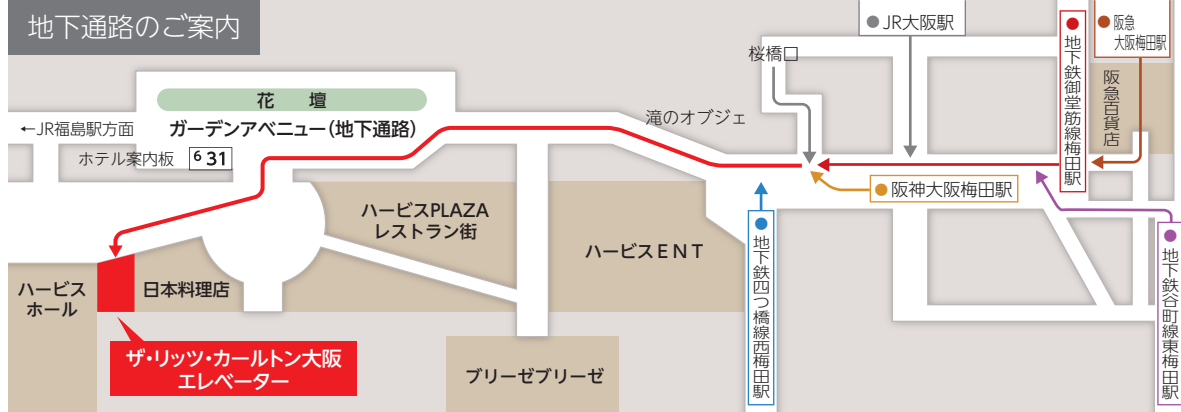
出発地から  
株主総会会場まで  
スマートフォンが  
ご案内します。



目的地入力  
は不要です!!

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄り駅からナビ誘導

## 地下通路のご案内



ガーデンアベニュー(地下通路)をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板[631]がありますので、案内に沿ってお越してください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

